

## 役員を選任について

会 長	広島市長（日本）	
副会長	長崎市長（日本）	
	ハノーバー市長（ドイツ）	
	マラコフ市長（フランス）	
	モンテンプル市長（フィリピン）	
	マンチェスター市長（英国）	
	イーペル市長（ベルギー）	
	グラノラズ市長（スペイン）	
	ハラブジャ市長（イラク）	
	ビオグラード・ナ・モル市長（クロアチア）	
	デモイン市長（米国）	
	モントリオール市長（カナダ）	計 12名

### （説 明）

- ・ ボルゴグラード市長（ロシア）、フロン市長（ノルウェー）及びメキシコシティ市長（メキシコ）は、副会長への留任を希望せず。
- ・ フォンゴトンゴ市長（カメルーン）は、留任の回答がなかった。
- ・ モントリオール市長（カナダ）は、理事から副会長に昇格。
- ・ 他の11市長は留任。

### （参 考）

平和首長会議規約（抜粋）	
（役員）	
第4条 この機構に次の役員を置く。	
会長	1 名
副会長	若干名
理事	若干名
2 会長及び副会長は、総会において連帯都市の首長の互選によって決定する。	
3 会長は、この機構を統轄及び代表し、会議の議長となる。	
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。	
5 理事は、会長が連帯都市の首長の中から選任する。 なお、選任にあたっては、地域性を配慮して行うものとする。	
6 理事は、会長及び副会長を補佐し、この機構の円滑な運営を図るものとする。	
（任期）	
第5条 役員任期は、次期総会において新たな役員が選任されるまでの間とし、再任を妨げない。	
2 前項の規定にかかわらず、役員に選任された連帯都市の首長が、当該首長の職を退任し、又は辞任した場合は、後任の首長を役員とする。この場合において、任期中退任し、又は辞任した役員の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。	